

1. 指導教授

各専攻の必修科目を担当する教員を指導教授といい、学生の本学における研究指導にあたる。

2. 修士論文と特定課題研究の選択

修士論文に代えて特定課題研究報告書の提出によって修了するためには、2年次年度始めの履修登録期日までに指導教授および専攻主任教授の承認を受けた上で選択を決定し、所定の書類を教育支援センターへ届け出なければならない。なお、その後の在学期間において修士論文又は特定課題研究報告書いずれかの選択の変更は認められないので十分注意すること。

3. 修士課程を修了するために必要な修得単位数

①修士論文によって修了する場合

実習・演習	4単位*1
特別研究	8単位
小計	12単位*2
授業科目	18単位以上*3
合計	30単位以上

②特定課題研究報告書によって修了する場合

実習・演習	2単位
特別研究	4単位
小計	6単位
授業科目	24単位以上
合計	30単位以上

○共同原子力専攻の場合は、*1:2単位、*2:10単位、*3:20単位

○他領域から4単位以上修得することを推奨する

4. 履修登録方法

履修しようとする授業科目は、必ず指導教授の承認を経て、学期始めに指示された期日までにWEB上にて履修登録をしなければならない。この手続を経ない授業科目は、受講の上、試験に合格しても単位は与えられない。ただし、先行履修科目についてはWEBによる履修登録を行わず、所定の書類を期日までに教育支援センターへ提出すること。

なお、大学院学則第6条第1項・第2項のただし書きに規定する該当者は教育支援センターへ申し出て、履修登録手続きについて指示を受けること。

5. 履修しようとする授業科目の選択方法

(1)必修となる授業科目

専攻する実験などに関する科目を必修とする。必修科目については、教育課程表を参照すること。

(2)履修科目の選択に際しての条件は特にない。ただし、共同原子力専攻の場合は、東京都市大学開講科目と早稲田大学開講科目において、それぞれから10単位以上修得しなければならない。なお、共同原子力専攻の開講科目については、他専攻の学生が履修することはできない。

(3)他研究科・他大学院の科目の履修と単位認定について

他の研究科、及び他の大学院における科目は、それぞれをあわせて最大10単位までを指導教授の判断により修了要件に算入できる。なお、これらの手続きは以下の通りである。

①他研究科の科目を履修

他の研究科における科目を履修したい場合は、事前に指導教授及び当該科目担当者に申し出て、了解を得た上で、「科目履修届出書」によって履修申告することができる。

②東京理工系4大学大学院単位互換により他大学院の科目を履修

東京理工系4大学の交流協定に基づき、工学院大学大学院、芝浦工業大学大学院、東京電機大学大学院で開講される科目のうち、単位互換可能科目を教育支援センターにて確認の上、指導教授に申し出て了解を得た上で、当該大学院の定める履修登録手続きを行う。

③科目等履修生により他大学院の科目を履修

科目等履修生により、他の大学院の科目を履修し修得した場合は、当該科目の「成績証明書」または「単位修得証明書（成績評価が記載されたもの）」とともに指導教授に報告するものとする。

(4)その他

- ①指導教授の指示に従って学部授業科目を履修し、これに合格しても、修了に必要な単位には加算しない。
- ②自所属学科目以外の他学科目に属する実験・演習等を履修することはできない。

6. 科目試験

定期試験は、全学一斉に期間を指定して行う試験で、前期末の「前期末試験」と、学年末の「学年末試験」がある。また、クォーター開講科目の場合は、クォーター終了時点で「前期前半末試験」「後期前半末試験」という定期試験を設定する。ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

7. 成績の評価

成績の評価を秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の5段階に分け、秀・優・良・可を合格とする。

8. 学位論文又は特定課題研究報告書に関する届け出

■修士課程（共同原子力専攻を除く）

- ①修士論文によって修了する場合：1年次終了時、1年以上在学した上で、所定の用紙により学位論文の主題とその研究計画書を指導教授に提出しなければならない。
- ②特定課題研究報告書によって修了する場合：1年次終了時、1年以上在学した上で、所定の用紙により特定課題研究の主題とその研究計画書を指導教授に提出しなければならない。
- ①②共通：大学院学則第6条第1項のただし書きに規定する該当者は教育支援センターへ申し出て、手続きについて指示を受けること。

■博士後期課程

2年以上在学し、所定の用紙により学位論文の主題とその研究計画書を指導教授に提出しなければならない(なお、大学院学則第6条第1項・第2項のただし書きに規定する該当者は教育支援センターへ申し出て、手続きについて指示を受けること)。ただし、いずれの課程も休学期間は在学期間に含まないので、注意すること。

9. 学位論文・特定課題研究報告書の提出

修士論文・特定課題研究報告書および博士論文は、審査委員会の委員人数分を作成し、所定の期日までに指導教授を通じて学長に提出しなければならない。なお、英文による学位論文作成の場合は和文の概要を一部添付すること。

10. 最終試験

最終試験は学位論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連ある科目ならびに外国語について行う。外国語は、原則として一種類を課する。試験は、口答または筆答あるいは口答および筆答の方法によって行う。

11. 学位の授与

■修士課程

- ①修士論文によって修了する場合：本大学院研究科の修士課程に所定の期間在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導等を受けた上、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。
- ②特定課題研究報告書によって修了する場合：本大学院研究科の修士課程に所定の期間在学して、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導等を受けた上で、特定課題研究報告書を提出しその審査および最終試験に合格したことをもって修了したものとする。
- ①②共通：修士課程を修了した者には修士(工学)の学位を授与する。ただし、共同原子力専攻を修了した者には、修士(理学)の学位を授与する場合がある。

■博士後期課程：本大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学し、24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとし、博士後期課程を修了した者には博士(工学)の学位を授与する。ただし、共同原子力専攻を修了した者には、博士(理学)の学位を授与する場合がある。また、共同原子力専攻においては、単位制による科目の授業を行わない。

14. 総合理工学研究科の修了要件に関する骨子

1. 修士課程早期修了要件

大学院学則第 6 条第 1 項に規定する修士課程の早期修了要件には以下の条件を満たすことを要するものとする。

(1) 入学時に条件 1 及び条件 2 を満たすこと。

条件 1 : 大学院学則第 16 条の 2 による単位認定により、10 単位修得していること。

条件 2 : 学会での口頭発表を一回以上行っていること。

条件 3 : 1 年次終了時あるいは 1 年半終了時に修士論文を提出できる見込みであることを専攻が認定していること。

(2) 修士論文提出時に、査読付き筆頭論文が 1 編以上あること。この論文は、博士後期課程に入学した際には、学位認定に要求される主として自らが実施した研究に基づいて主として自らが執筆した論文と認められる内容とレベルであることを要する。

2. 博士後期課程の修了に必要な学術論文数

主として自らが実施した研究に基づいて主として自らが執筆した論文が 2 編以上あることを要するものとする。

3. 博士後期課程早期修了要件

大学院学則第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する博士後期課程の早期修了には以下の条件を満たすことを要するものとする。

条件 1 : 主として自らが実施した研究に基づいて主として自らが執筆した論文が 3 編以上あること。

条件 2 : 1 編以上は入学後に掲載された論文であること。